

武雄市農業委員会

平成30年12月総会議事録

平成30年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年12月5日(水)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時47分

2. 場 所 武雄市役所 4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者 18人 欠席者 1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄		○	19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	農地転用後の事業計画変更 及び 農地法第5条の規定 による許可申請について	1件
議案第4号	農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明願いについて	3件
議案第6号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について	1件
議案第7号	武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する 要領(案)について	
議案第8号	武雄市農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について	
報告第1号	農地法第5条の規定に基づく許可指令書の取消し願いについて	1件
報告第2号	農地等形状変更届出について	1件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、平成30年12月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、9番 松尾 隆雄 委員より欠席の届け出があっております。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 皆様こんにちは。事務局長が申しましたように、ただ今から平成30年12月の農業委員会総会を開催いたします。

(時勢報告等を省略)

それでは、ただ今から平成30年12月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第8号までの審議をお願いいたします。その後に2件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。5番 中島 薫 委員、10番 向井 健作 委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願ひします。

事務局 まず「1. 武雄市農業委員会 事業報告 平成30年11月分」をご覧下さい。先月の総会からあとの事業について記載しております。主なものとしては、10月28日に調査委員会開催し、転用申請案件3件について審査を行いました。

次に「2. 総会審議後の県許可の状況」についてご報告します。7月総会で審議いただいた〇〇の転用許可は審査中です。その他については資料をご覧ください。

次に「3. 農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況調査・農地復元報告」についてご報告します。11月には、工事進捗状況報告2件、工事完了届2件の報告が事務局にされております。内容は資料をご覧ください。

次に「4. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合には、農業委員会に対して届出が必要で、資料には今年の1月以降の届出件数について記載をしております。11月に3件の報告がされております。

次に「５．時効取得による農地の所有権移転登記」についてご報告します。時効取得により農地の所有権を取得する場合には、農地法第 3 条の許可手続きは不要です。この場合、登記がされた後に、法務局から農業委員会事務局に、登記がされましたという通知があります。11月に2件の通知がありましたので、報告いたします。

次に「６．平成29年度遊休農地にかかる利用意向調査の結果及び平成30年度経過について」報告いたします。平成29年度の農地パトロールにおいて A 判定、再生可能であると判断された農地64筆について、昨年11月に農地の所有者に対して利用意向調査を行いました。

このうち11筆については、自ら耕作するとの意向を示されておりましたので、6カ月経過後として今年の夏に現地調査を行ったところ、9筆については意向に沿って利用増進がなされておりましたので、固定資産税の課税強化にはなりません。残る2筆については利用増進が図られていなかったため、平成30年11月に佐賀県農業公社へ情報提供を行いました。その後、11月26日に公社で行われた判定会の結果、この2筆は公社が取得する農用地の基準に適合していないと判断がされたため、課税強化にはなりません。

次に、自ら所有権を移転する、または利用権を設定すると回答された1筆については、その後、農地転用が行われておりました。

次に、農地中間管理機構を利用するとの意向を示された52筆については、今年の3月に事務局から佐賀県農業公社に情報提供を行い、公社で半年間ホームページ上で借受希望者を募集しましたが、借受希望者の申し出はありませんでした。農地中間管理機構の利用意向であったため課税強化はありません。

以上のように、昨年度の調査分について今年もう一度調査をして、課税強化になるかならないかというところまで判定をするような流れになっております。

次に「７．平成30年度遊休農地にかかる利用意向調査について」報告いたします。今年8月・9月に行っていただきました農地パトロールにおいて新たに A 判定、再生可能であるとされた農地259筆について、農地の所有者に対して、利用意向調査を11月30日に事務局から発送しております。

送った調査票、回答用紙の記入例、及び対象者のリストについては、資料をご確認下さい。回答用紙の、1．自ら耕作する、2．自ら所有権の移転などを行う、3．農地中間管理機構への貸付を希望する、の中から意向を選んで回答していただくようになっております。

12月20日までに事務局に対し回答をしていただくようお願いしております。委員さんのところへ農地の所有者が相談に来られることもあるかと思っておりますので、対応についてよろしく願いいたします。

次に「8. 利用権設定業務について」報告いたします。

11月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双方に対し、11月8日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、11月20日付けで更新についての文書を発送いたしました。

会 長 事務局から報告がありました。皆様からお尋ね等はございませんか。

〇〇番委員 時効取得について説明をお願いいたします。

事務局 次回に説明いたします。

会 長 他にございませんか。(なし)。無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されております。この3件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、672㎡。譲渡人は「耕作する意思がないため隣接耕作者に譲りたい。」譲受人は「所有地と一緒に管理でき、農機具の乗入れもしやすくなる」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇でした。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、198㎡。譲渡人は「耕作する意思がない。」譲受人は「季節野菜を栽培したい。」というように申請されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、1,351㎡。譲受人は「現在栽培されている果樹を管理していきたい。」というものです。こちらは今年10月の総会でご審議いただいた、空き家・空き地に付随する特例農地としての指定を受けている農地です。農地の代金は〇〇です。

申請番号1番、2番については3つの判断基準を全て満たしていると判断しています。申請番号3番については、取得後は全ての農地を利用する、機械・労働力・技術・通作距離等をみても問題ない、の2つの要件を満たしていると判断しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出をされています。この7件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田2筆、1,460㎡。「申請地は閑静な住宅地に属し、優れた住環境にあるため、十分に需要が望め、長屋住宅を建設したい。」ということで申請をされています。長屋住宅2棟で16戸を計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田4筆、1,772㎡。「申請地周辺には、学校、保育園、老人施設等の公共施設も近隣し、交通の便に恵まれた地域で、宅地分譲として適した土地である」ため申請に至ったということです。宅地6区画を計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田2筆、1,753㎡。「申請地周辺は

小学校及びホームセンターなど住宅地としての生活環境が充実した地域であり、建売分譲計画の需要が見込める」ということで申請されています。建売分譲住宅4区画で計画されています。

農地区分は「市民サービスセンター〇〇から概ね500m以内」の農地ですので第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田1筆、997㎡。「土地所有者は高齢となり耕作や農地の管理が困難になった。住環境が良いので宅地分譲を行いたい。」ということで宅地4区画への転用申請をされています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、田1筆、計870㎡。「申請地は閑静な場所で住環境もよく、周辺に大型商業施設や学校があり生活するのに好条件の場所のため、宅地分譲を行いたい。」として申請をされています。同時利用地として宅地1.51㎡を含めて871.51㎡で宅地4区画が計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番、賃貸借権設定。〇〇町の田3筆、計461㎡。「現在、自動車整備工場を実家で営んでおり、お客様の車を10台以上預かる時もあり、自宅前に無理やり駐車して、交通の妨げになっている。解消のために15台分の駐車場と物置用のプレハブを整備したい。」ということです。こちら既に車両置き場とプレハブが建っておりますので、始末書が添付されております。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の田1筆、388㎡。「現在アパート住まいであるが、子供の成長に伴い手狭に感じられるようになった。住宅環境のよい当該地に一般住宅を建設したい。」として申請されています。こちらは既に造成がされておりますので、始末書が添付されています。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」で許可し得ると判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

事務局の説明が終わりました。1番から3番までの案件につきましては、11月28日に調査委員会を行っておりますので、座長の古川委員さんから

調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（12番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年11月28日午後1時30分から、武雄市役所3階会議室及び現地にて、調査委員会を開催いたしました。B班及び地元農業委員及び地元推進委員が出席し、議案第3号 農地法第5条の規定による3件の申請について審議しました。

まず申請番号1番の「長屋住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

一点目に、農業用水路の確保について質疑があり、これに対して「申請地は道路の高さまで盛土をするため、農業用水路も高さを上げて設置しなす。」という回答がありました。

二点目に「隣接地の擁壁とのすき間はどのようにするのか。」という質疑があり、これに対して「隣接地も同じ高さに埋めて現在あるフェンスを撤去し、境界線上に新たにフェンスを設置する。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続いて申請番号2番の「宅地分譲」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

一点目に「奥の農地への進入路は確保できるのか。」という質疑があり、これに対して、「申請地内の通路を農地への進入路として使用できるように計画している。また、農地の南側に約2m幅の道路があるため、進入できる。」という回答がありました。

二点目に「通路は転用後、誰の所有になるのか。」という質疑があり、これに対し「転用者の所有にし、将来的には市への寄付も考えている。」という回答がありました。

三点目に「隣接地との境界については、どのようにするのか。」という質疑があり、これに対し「隣接地の所有者と側溝の設置等の協議をしている。所有者からの要望には応えるつもりである。」とのことでした。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続いて申請番号3番の「建売分譲住宅」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

一点目に「北方中央線の高さが上がることは承知しているのか。」という質疑があり、これに対して「都市計画課や建設課とも協議をしている。計画については確認できている。」という回答がありました。

二点目に「排水については、東側は農業用水路のため協議通りに西側へ流して欲しい。」という要望があり、これに対して「協議通り、排水は申請地の北側にある水路より西側へ流す。水路については、底板を張りコンシ排水が流れるようにする。」という回答がありました。

三点目に「パイプラインについては確認できているのか。」という質疑があり、これに対し「南側の農地からのパイプラインについては、止める場所等の確認ができています。」とのことでした。

以上、質疑等ありましたが、申請番号3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、調査委員会の報告を終わります。

会 長 はい、ありがとうございました。1番から3番までの案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る4番から7番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号農地法第5条の規定による7件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

**《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更 及び
農地法第5条の規定による許可申請》**

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請 及び 農地法第5条の規定による許可申請が1件提出をされています。この1件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 まず、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明いたします。〇〇町の畑3筆、計452㎡。平成21年12月24日に一般住宅への転用許可を受けられました。また、申請地から少し離れた所に診療所を建設するため、こことは別に農地転用許可を受けられました。しかしその後、資材費の高騰などで双方の建設を断念されました。申請から9年が経過しており、医師としての後継者も不在であることから、診療所を建築する意思もなくなり、申請地が荒廃することで近隣の住民に迷惑をかける恐れがあるということで、今回、事業計画の変更を申請をされています。

そして新たに転用をしたいという方がおられましたので、その方を譲受人として農地法第5条の許可申請が出ております。3筆のうち2筆、433㎡で「将来の生活の安定のため、長屋住宅を建設し経営したい。」ということで。長屋住宅を2棟、20戸で計画されています。周りに宅地・山林がありますので、そちらの1,463.63㎡を含んで、1,896.63㎡で計画されています。

この2筆につきましては、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

元々3筆で許可を受けられ、今回の変更申請は2筆分でなされています。残り1筆については19㎡の畑ですが、こちらは平成27年6月5日の総会で、カーポートが建設されていたということで、非農地証明を行っております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 ありがとうございます。地元委員さんの補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 並びに農地法第5条の規定による1

件の許可申請につきましては、本委員会としては承認および許可しても差し支えない旨の意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては、承認および許可しても差し支えない旨の意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。

1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第9号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。 田。新規（なし）
再設定、 1件、 3筆、 7,405 m²。

武雄町。 畑（なし）

橘町。 田。新規、 1件、 8筆、 14,003 m²。
再設定、 4件、 5筆、 9,401 m²。

橘町。 畑（なし）

朝日町。 田。新規、 1件、 1筆、 547 m²。
再設定、 1件、 2筆、 943 m²。

朝日町。 畑（なし）

若木町。 （なし）

武内町。 （なし）

東川登町。田。新規（なし）
再設定、 2件、 8筆、 12,296 m²。

東川登町。畑。新規（なし）

再設定、 1 件、 4 筆、 4,197 m²。

西川登町 (なし)

山内町。 田 (なし)

再設定、 9 件、 13 筆、 14,569 m²。

山内町。 畑 (なし)

北方町。 田。 新規、 4 件、 15 筆、 26,737 m²。

再設定、 5 件、 7 筆、 13,429 m²。

北方町。 畑。 新規、 1 件、 3 筆、 302 m²。

再設定、 1 件、 1 筆、 342 m²。

となっています。3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については15 ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成30年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 非農地証明》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について、3件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。〇〇町の畑2筆、計1,882 m²。「親の高齢化に伴い、労働力不足で耕作が出来なくなり、昭和60年頃から3年ぐらいかけて杉・檜等を植林した」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。〇〇町の畑1筆、71㎡。「申請者が幼少の頃から宅地への進入路として利用していた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号3番。〇〇町の田1筆、2,044㎡。「申請者の亡父が昭和62年に材木置き場として埋め立てをし、利用していた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。議案第5号について地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

私から2番の件ですが、申請人が住宅の裏に車庫を作ろうと話を進めていたところ、「道がないですよ」と指摘を受けたので調べたところ、小さいときから道として使っていたところが実は畑だったということです。

〇〇番委員 3番の件です。昭和63年に圃場整備が始まりましたが、その前にそこで移動製材が行われておりました。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第6号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。空き家・空き地に付随した特例農地の指定について、1件の申請が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。農地は〇〇町にある畑1筆、計158㎡。空き家の目の前に申請地があるので、特に耕作に支障はないと判断しております。
空き家・空き地バンクの登録完了日は平成30年10月15日。農地は現在、親戚の方が管理をしていると伺っています。
以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この1件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第6号、1件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について、申請通り指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第6号、1件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請につきましては、原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第7号 「武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する要領(案)について》—————

会 長 次に議案第7号を議題といたします。「武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する要領(案)」について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第7号についてご説明いたします。

武雄市農業委員会では、農地移動適正化あっせん事業の具体的な手続きについて、実施要領を定めております。現行の要領では「農業委員のうちからあっせん委員2名を指名し、当該あっせん委員に、農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとする。」と規定しております。

しかしご存知のとおり、今年7月から農地利用最適化推進委員が新設されておりますので、農業委員、農地利用最適化推進委員、どちらにもあっせん委員を指名できるように改正したいというのが提案理由でございます。施行は本日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。議案第7号について、質疑を開始します。ご意見、ご質疑等はございませんか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第7号の質疑をとどめます。議案第7号、「武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する要領(案)」について、事務局案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号、武雄市農業委員会「武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する要領(案)」について、事務局案のとおり改正することに決しました。

——《第8号議案 佐賀県農業公社農地売買等特例事業に係るあっせん委員の指名》——

会 長

次に議案第8号「佐賀県農業公社農地売買等特例事業にかかるあっせん委員の指名について」議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第8号、佐賀県農業公社農地売買等特例事業にかかる委員の指名について、あっせん委員を、次のとおり指名したいので、農業委員会の議決を求めます。

あっせんの申出者は〇〇町の〇〇氏。あっせん申出農用地は〇〇町大字〇〇の田2筆、計5,383㎡です。あっせん委員は〇〇〇〇農業委員さんと〇〇〇〇推進委員さんの2名を指名いたします。

以上提案いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。あっせん委員さん、よろしくお願ひしたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

(「異議なし」の発言あり)

会 長 「異議なし」ということで、議案第8号「佐賀県農業公社農地売買等特例事業にかかるあっせん委員の指名について」、原案通り、承認することに決定いたしました。

—————《報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて》—————

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。
報告第1号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」1件の報告が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号についてご説明いたします。こちらは議案第3号の事業計画変更承認申請の説明の際に少し触れたものです。一般住宅の建設と一緒に診療所を作りたいということで、許可を受けられていた分です。

農地は〇〇町の田3筆、計936㎡。「診療所を開業する予定で転用許可を受けたが、資材の著しい高騰のため、予定していた医療の内容や質を確保することが困難となったので、建設を断念しなくてはならなくなった。」ということで、取消の申請が平成30年11月20日付けで出されています。

議案第3号の一般住宅の場合は、既に譲渡人に所有権が移っており、取消が出来なかったために、事業計画変更をされていますが、こちらの診療所については貸借での許可であり、所有権は移っていませんので、取消の手続となりました。現在は所有者の方が田を耕作されています。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

〇〇番委員 場所は〇〇の隣です。

会 長 それでは、説明が終わりましたので、報告第1号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」、質疑があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

《報告第2号 農地等形状変更届出について》

会 長 次に報告第2号に移ります。「農地等形状変更届出について」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。番号1番。土地は〇〇町の田1筆、236㎡です。変更理由は「県外在住のため農地の管理ができず、周辺の農地については建売分譲住宅として売却した。申請地は近隣に住む実弟が管理する。」ということで、田をかさ上げして畑へ転換という届け出がされております。

変更時期は平成30年6月1日からということで、既に土が入っている状態です。かさ上げの高さは0.74m、土量は174.64㎡です。施工業者は〇〇です。変更後の利用計画としては野菜を作るということで届出がっております。

以上報告いたします。

会 長 それでは、説明が終わりました。報告第2号「農地等形状変更届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

私からですが、形状変更の工事がなされた後に、農地以外の目的に使われていた事例がありました。地元から私の方に「あそこが埋め立てられているが、宅地なのか農地なのか。」と連絡がありましたので、地元委員を通じて、始末書を付けて5条の転用許可申請を出させております。

委員さんにはお願いですが、形状変更の届出がある場合は地元委員さんは確認印を押されると思いますが、埋め立てた後に、畑ならばきちんと畑として使っているかを、パトロールして確認していただけないでしょうか。言われるのは地元の農業委員さん、推進委員さんだと思いますので、お互いに連絡を取り合って、よろしくをお願いします。

事務局 補足いたします。形状変更届や3条の申請申請の際には、概ね3年間は耕作をしますという確約書も付けていただいております。

会 長 ということですので、委員さんで確認をお願いします。これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

《閉会》

┆